

特別警報の発表基準について

5月 31 日の改正気象業務法の公布後、この法律の規定に基づき、特別警報の発表基準について地方自治体への意見聴取を実施しました。自治体からいただいたご意見を踏まえ、特別警報の発表基準については別紙のとおり定めることとします。

また、この発表基準に基づく大雨、大雪、暴風(暴風雪)、高潮、波浪の特別警報の運用にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。この指標についても、今般の基準の発表に合わせて気象庁ホームページにて公表します。

さらに、自治体よりいただいたご意見・ご要望についても、特別警報をより深く理解いただくのに、非常に貴重なものと考え、気象庁ホームページで公開することとしました。

今後も、特別警報が効果的に活用されるよう、実施に向けた準備や周知広報活動を強化していきます。

今回公表する資料

○特別警報の発表基準(別紙)

○大雨、大雪、暴風(暴風雪)、高潮、波浪の特別警報の発表に係る指標

- ・雨に関する各市町村の 50 年に一度の値一覧
- ・雨に関する 50 年に一度の値の図
- ・各地の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧
- ・50 年に一度の積雪深の値の図

○地方自治体からの主な意見・要望に対する気象庁の見解・対応

本件に関する問い合わせ先:

(特別警報の発表基準、地方自治体からの意見等について)

総務部企画課 電話 03-3212-8341(内線 2269)

(気象等の特別警報の発表に係る指標について)

予報部予報課気象防災推進室 電話 03-3212-8341(内線 3131)

(別紙)

特別警報の発表基準(一覧)

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※
地象	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※
	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合※

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載します。

(注)特別警報の現象の種類については、後日政令等で正式に定めます。